

明保地区

I 協議体の概要

名 称	明保地区「 ^{たい} 支え合い体」		
設置年月日	平成30年10月6日 (現体制：令和4年7月)	開催頻度	4回/年(全体会) 4回/年(見守り活動員連絡会)
構成団体(◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他(ボランティアクラブ)
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成24年 3月	第2層協議体「支え合い体」の母体となる「高齢者見守り安心ネットワーク」を構築		
平成30年 6月	説明会(参加者：まち協、老人クラブ、民児協、地区社協、単位自治会長等) → 第2層協議体について共通理解を図り、今後の取組について検討を行った。		
〃	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステムについて理解を深め、協議体設置に向け検討していくことについて共通認識を図った。		
8月	打合せ(メンバー：まち協、地区社協、民児協、自治会連合会、福祉協力員連絡会、ボランティアクラブ等) → 第2層協議体設置について合意形成を図った。		
10月	第2層協議体「支え合い体」設置		
令和 3年11月	地区社協が「高齢者見守り活動」を明保地区明るいまちづくり協議会と共に「地域共生社会推進事業」として取り組むこととした。		
令和 4年 7月	これまでの組織体制を見直し、「高齢者見守り活動」をより一層の活性化及び目に見える具体的実践活動として推進することを目指して新体制を発足		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 地区内のサロン、クラブ及びサークルを一覧にまとめ、周知 日常生活の困りごとについてアンケートを実施 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 「明保地区高齢者見守り安心ネットワーク」の充実に向けた検討 見守り活動における個人情報の取扱いについて議論 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌等を活用した、協議体活動の周知について検討 		

II 取組事例

【「地域ぐるみ」で話し合う支え合いの仕組みづくり】

明保地区第2層協議体「支え合い体」の組織体制

全体会議 (事務局：明保地区明るいまちづくり協議会)	
目的・役割	①「見守り活動員連絡会」の報告を受け、情報の共有を図り、見守り活動における問題点・課題などの対応策について検討し、その解決に努める。 ②高齢者の生活困難状況(交通・医療・介護・買物など)についての実態を把握し、それらを踏まえた支え合いの仕組みづくりを行う。
メンバー	○明保地区自治会関係者 ・明るいまちづくり協議会会長、各自治会会長、各自治会役員(ブロック長・組長・区長など) ○明保地区関係団体 ・社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、老人クラブ連絡協議会会長、ボランティアクラブ会長 ○各自治会ごとに見守り活動員リーダー (民生委員の担当地区毎に編成されたグループのリーダー) ○地域包括支援センター紙上(1名)
開催頻度	年4回(6・9・12・3月)



見守り活動員連絡会 (事務局：明保地区社会福祉協議会)	
目的・役割	①見守り活動員は、日常的な見守り活動に加え、約3ヶ月に一度、定期的な訪問調査を行う。 ②「高齢者見守り訪問調査票」をもとに、グループ毎に調査した結果について情報交換を行い、対象者の生活実態を把握する。 ③各自治会毎に編成されたグループは、個々の対象者の「高齢者見守り訪問調査票」において、異常な状況や問題点・課題などを「グループ集計表」にとりまとめ、翌月の「見守り安心ネットワーク全体会議」に報告する。 *具体的には、「高齢者見守り安心ネットワーク実施要領・マニュアル」にもとづき、実践活動を行う。
メンバー	○民生委員、福祉協力員、自治会役員(ブロック長・組長・区長など)、対象者の近隣者
開催頻度	年4回(5・8・11・2月)

明保地区明るいまちづくり協議会と明保地区社会福祉協議会が連携。

見守り活動における問題点・課題に対する対応策の検討や支え合いの仕組みづくりを行う「全体会議」(明保地区明るいまちづくり協議会が事務局)と、見守り活動の情報共有等を行う「見守り活動員連絡会」(明保地区社会福祉協議会)を設置し、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくりに向けた検討を行っている。

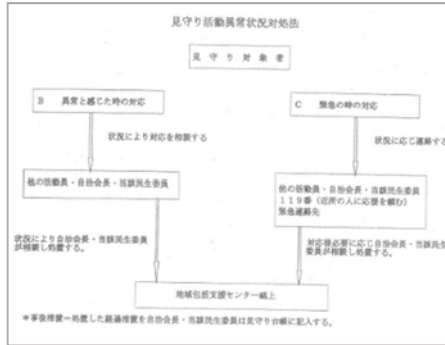
【「明保地区高齢者見守り安心ネットワーク」の充実に向けた検討】#

経緯：平成24年 1月～ 民生委員、福祉協力員等を中心に見守り活動を開始
令和 2年 1月 マニュアルの見直し及び名簿の更新について検討
内容：見守り体制、訪問調査の方法、緊急時の対応フローなど

【マニュアル】



【対応フロー図】



【周知用チラシ】



効果 (検討中の場合は、期待する効果)

見守りが必要な高齢者の継続的な把握や、地域の実情に応じた見守りの方法を随時検討していくことにより、見守り活動の更なる充実につながった。

III 協議体を設置して、良かったこと

コロナ禍において、高齢者への見守り活動は、従来に増してその必要性が求められているということや、目に見える具体的活動としての共通認識を図ることができた。また、体制を整理することにより、「支え合い体」の目的・役割等について理解浸透を図ることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 新組織体制による「支え合い体」の活動の定着化及び継続的な実施
- ・ 見守り活動により高齢者の生活困難状況の実態を把握し、困っている方へ支え合いの手を差し伸べられるような「生活支援の仕組みづくり」の検討

明保地区高齢者見守り安心ネットワーク実施要領

1.ねらい

急速な高齢化と核家族化の進行に伴い、家族や地域社会の関係が希薄化するなかで、一人暮らし高齢者や老老世帯の方々が地域社会から孤立する現象が増えている状況にあります。これらの高齢者が住み慣れた地域のなかで安心して生活ができるよう「地域における日常的な見守り」と「公的な福祉サービス」と協働した「見守り安心ネットワーク」を構築し、住民参加による実践力のある仕組みづくりにより、暮らしやすい安心なまちづくりを築くことをねらいとする。

2.対象者

見守り安心ネットワーク実施の対象者は、70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯（どちらも80歳以上）において下記事項に該当すること。

- ①身体又は精神上日常生活に支障がある方
- ②近隣者及び親族の交流が少なく、日常の安否の確認が困難な方

3.見守り活動員

- ・対象者の「日常的な見守り」と「公的な福祉サービス」を行うために「見守り活動員」を置く。
- ・見守り活動員は自治会毎に次の者とする。
民生委員、福祉協力員、自治会役員(ブロック長・組長・区長)及び対象者の近隣者

4.見守り安心ネットワーク全体会議

- ①「見守り活動員連絡会」の報告を受け、情報の共有化をはかり、見守り活動における問題点・課題などの対応策について検討し、その解決に努める。
 - ②高齢者の生活困難状況(交通・医療・介護・買物など)についての実態を把握し、それらを踏まえた支えあいの仕組みづくりを行う。
- ・開催頻度は年4回(6・9・12・3月)とする。
 - ・会議の構成員は、明るいまちづくり協議会会長、各自治会会長、自治会役員(ブロック長・組長・区長など)、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、老人クラブ連絡協議会会長、ボランティアクラブ会長、各自治会毎の見守り活動員リーダー、地域包括支援センター砥上(担当者1名)とする。

5.見守り活動員連絡会

- ①見守り活動員は日常的な見守りに加え、約3ヶ月に一度、定期的に見守り活動を実施することとし、「高齢者見守り訪問調査票」により調査した結果について情報交換を行い、対象者の生活実態を把握する。
 - ②各自治会毎に編成されたグループは、個々の対象者の「高齢者見守り訪問調査票」において、異常な状況や問題点・課題などを「グループ集計表」にとりまとめ、翌月の「見守り安心ネットワーク全体会議」に報告する。
- ・開催頻度は年4回(5・8・11・2月)とする。

- ・会議の構成員は、民生委員、福祉協力員、自治会役員(ブロック長・組長・区長など)、対象者の近隣者とする。

6.見守り活動の実施手順

- ①見守り対象者の把握 (別紙により毎年見直しをする)
- ②高齢者見守り訪問調査票の作成 (様式1-1) 又は (様式1-2)
- ③見守り対象者台帳の作成 (様式2)
- ④緊急安心カードの配布及び記入補助
- ⑤訪問調査票のグループ集計表作成 (様式1-3)

附則

- ・平成24年 3月15日 制定
- ・令和 2年 9月 5日 改定
- ・令和 4年 6月 7日 改定